

## 第3回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

- 1 開催日時  
平成19年1月12日（金） 午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
第3委員会室（西館8階）
- 3 出席した委員  
会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 山本睦枝委員、田島章子委員、半田恭太郎委員
- 4 庶務を行うため出席した職員  
行政課長 大須賀俊裕、行政課主幹 渡辺明則、行政課長補佐 永田憲司、行政課情報公開グループ主査 藤原裕一、行政課情報公開グループ 小林康之、同 坂上 昇、同 渡部裕也、同 大林明日香
- 5 説明を行うため出席した職員  
農政課長補佐 加藤俊一、農政課主査 藤井 浩、農政課 宮下公利
- 6 会議に付した事項  
諮問案件
  - 個人情報の例外的取扱いについて
    - ・水田情報の目的外提供
    - ・視覚障害者に係る個人情報の本人以外取得
  - 情報公開制度における公文書の写しの交付方法について
- 7 議事概要  
別紙のとおり

## 別紙 議事概要

### 1 個人情報の例外的取扱いについて

#### ○水田情報の目的外提供

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関の説明

<概ね諮問書のとおり>

#### (3) 質疑

- ・米の生産調整について今まで市が主体となっていたものが、平成19年度から農協が主体的に行うようになるということか。
- ・生産調整配分量の決定や農業者への通知など、今まで市が行っていた事務を農協が行うことになる。このためには市が保有している農業者の個人情報を農協に提供する必要がある。

#### (4) 審議

- ・国の政策でもあり、農協に個人情報を提供することが必要であると認められる。
- ・個人情報の例外的取扱いとして認める。

#### ○視覚障害者に係る個人情報の本人以外取得

#### (1) 事務局説明

<概ね諮問書のとおり>

#### (2) 質疑

- ・市は点字を読むことができる視覚障害者を把握していないのか。
- ・本人取得が困難な情報であり、市では把握できない。盲協会なら把握している。
- ・点字投票者の数は多いのか。点字が読めない人はどのように投票するのか。
- ・点字投票者の数自体は少ない。また、点字が読めない人でも代理投票という手段がある。
- ・取得した個人情報を県あてに電子メールで送信するのは危険ではないのか。
- ・一般の電子メールではなく、LGWAN（地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）で送信したい。

#### (3) 審議

- ・たとえ少数であっても投票の機会は与えられなければならないので、視覚障害者に対する選挙啓発は必要である。
- ・個人情報の例外的取扱いとして認める。ただし、取得後の運用について、個人情報を県に送付する際には書留郵便としたりLGWANで送信するなど、外部流出防止に十分留意すること。

## 2 情報公開制度における公文書の写しの交付方法について

### (1) 事務局説明

<概ね諮問書のとおり>

### (2) 質疑

- ・録音テープには具体的にはどのような情報があるのか。
- ・公開の会議の会議録などがある。
- ・フロッピーディスク（以下「FD」という。）とあるが。
- ・用紙への出力量が多い電子データはファイルのままの方が利便性が高いので、FDへの複写ができるようにしたい。
- ・FDへの複写は市が行うのか。
- ・市で行うことになる。
- ・媒体は請求者が持ち込むのか。
- ・ウィルス対策として媒体は全て市が用意する。持込は認めない。
- ・電子データを複写すれば、原本と全く同じものができ、コピーかどうか判別できない点が心配である。
- ・現状の紙ベースでも、コピーに「写」等の文字を入れていないので同じことであると考えている。
- ・原本性確保の点で心配がある。
- ・決裁文書で責任者の押印があるような文書について、電子媒体で原本性を確保する段階には至っていないので、電子データのまま複写できるのは専ら資料の部分になると考えている。それでも改変を防止しなければならないなら、PDFに変換することも考えられる。

### (3) 審議

- ・例えば、怪文書が出回った場合にこれを否定するのは大変な労力である。誰でも改変できるような形だと市側のリスクが大きいのではないのか。
- ・安全のため、ファイルを作成者以外変更できないPDFに変換するなどの措置をとるべきである。
- ・情報化の進展状況を勘案し、条例等の改正が必要であると認められる。ただし、電磁的記録の公文書の写しを交付する場合は、請求者に交付した文書が改変されないよう必要な措置を講ずること。